

個人情報ファイル簿（単票）

【住民生活課・戸籍住基班】

個人情報ファイルの名称	戸籍簿、除籍簿、改製原戸籍簿
行政機関等の名称	南部町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民生活課
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づく届出処理、記録調製、証明書交付
記録項目	戸籍法規定による戸籍の記載事項 1. 本籍 2. 戸籍内の各人の①氏名②出生年月日③戸籍に入った原因及び年月日④実父母の氏名及び実父母との続柄⑤養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄⑥夫婦については夫又は妻である旨⑦他の戸籍から入った者についてはその戸籍の表示 3. 届出又は申請の受付年月日及び届出人又は申請人の資格及び氏名 4. 報告の受付年月日及び報告者職名 5. 請求、嘱託又は証書若しくは航海日誌の謄本の受付年月日 6. 他の市町村長又は官庁から書類の送付を受けた場合その受付年月日及び受理者の職名 7. 戸籍の記載を命ずる裁判確定の年月日 <戸籍事項>8. 新戸籍の編製に関する事項 9. 氏の変更に関する事項 10. 転籍に関する事項 11. 戸籍の全部の消除に関する事項 12. 戸籍の全部に係る訂正に関する事項 13. 戸籍再製又は改製に関する事項 <身分事項>14. 出生に関する事項（子）15. 認知に関する事項（父及び子）16. 養子縁組又はその離縁に関する事項（養親及び養子）17. 特別養子縁組又はその離縁に関する事項（養子、養子が外国人であるときは養親）18. 離縁の際に称していた氏を称することに関する事項（その氏を称した者）19. 婚姻又は離婚に関する事項（夫及び妻）20. 離婚の際に称していた氏を称することに関する事項（その氏を称した者）21. 親権又は未成年者の後見に関する事項（未成年者）22. 死亡又は失踪に関する事項（死亡者又は失踪者）23. 生存配偶者の復氏又は姻族関係の終了に関する事項（生存配偶者）24. 推定相続人の廃除に関する事項（廃除された者）25. 入籍に関する事項（入籍者）26. 分籍に関する事項（分籍者）27. 国籍得喪に関する事項（国籍を取得し、又は喪失した者）28. 日本の国籍の選択宣言又は外国国籍の喪失に関する事項（宣言をした者又は喪失した者）29. 氏の変更（戸 107-2～107-4）に関する事項（氏を変更した者）30. 名の変更に関する事項（名を変更した者）31. 就籍に関する事項（就籍者）32. 性別の取扱いの変更に関する事項（変更の裁判を受けた者）
記録範囲	南部町に戸籍を有する者
記録情報の収集方法	本人、親族、代理人、他市区町村長等からの通知等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）南部町役場総務課

	(所在地) 〒039-0592 南部町大字平字広場 28 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍法第 24 条、第 113 条、第 114 条、第 116 条 戸籍法施行規則第 41 条、第 43 条、第 45 条	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

作成日 (最終修正日) : 令和 5 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民生活課・戸籍住基班】

個人情報ファイルの名称	戸籍附票、除籍附票	
行政機関等の名称	南部町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく記録調製、写しの交付	
記録項目	1. 戸籍の表示(本籍、筆頭者) 2. 編製年月日 3. 改製年月日 4. 除票年月日 5. 氏名 6. 住所 7. 住所を定めた日 8. 住所記載事由 9. 職権消除年月日 10. 在外選挙人名簿登録市町村名 11. 在外選挙人名簿登録年月日 12. 在外選挙人名簿登録通知年月日 13. 在外選挙人名簿抹消年月日 14. 在外選挙人名簿抹消通知年月日	
記録範囲	南部町に戸籍を有する者	
記録情報の収集方法	本人、親族、代理人、実態調査、他市区町村長等からの通知等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南部町役場総務課 (所在地) 〒039-0592 南部町大字平字広場 28 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民生活課・戸籍住基班】

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
行政機関等の名称	南部町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	当町に在住する住民の居住関係を公証し、他事務処理（住民基本台帳法）の基礎とし、住民に関する記録を常に正確に管理提供する。	
記録項目	1. 宛名番号、2. 住民票コード、3. 個人番号、4. 世帯番号、5. 氏名情報、6. 生年月日、7. 性別、8. 続柄、9. 住民となった日、10. 住民となった届出年月日、11. 異動事由、12. 住民区分、13. 世帯主情報、14. 現住所情報、15. 住所を定めた日、16. 住所を定めた届出年月日、17. 前住所情報、18. 転入元住所情報 19. 転出先住所情報、20. 本籍・筆頭者情報、21. 備考欄履歴情報、22. 事実上の世帯主情報、23. 消除情報、24. 外国人住民となった年月日、25. 国籍(外国人のみ)、26. 法第 30 条 45 規定区分(外国人住民のみ)、27. 在留カード等の番号(外国人住民のみ)、28. 在留資格情報、29. 通称(外国人住民のみ)、30. 通称の記載と消除に関する事項(外国人住民のみ)、31. 転出予定者情報、32. 除票住民票情報、33. 証明書発行履歴情報、34. 異動履歴情報、35. 住基カード発行状況、36. 個人番号カード等情報、37. 在留カード情報、38. 法務省通知履歴、39. 市町村通知履歴、40. 戸籍附票通知履歴、41. 処理停止情報、42. 印鑑登録情報、43. 国保資格、44. 国保記号番号、45. 国保取得日、46. 国保喪失日、47. 介護保険資格、48. 介護被保険者番号、49. 介護被保険者区分、50. 介護資格取得日、51. 介護資格喪失日、52. 児童手当資格、53. 児童手当終了日、54. 国民年金資格、55. 基礎年金番号、56. 年金種別、57. 年金資格取得日、58. 年金資格喪失日、59. 後期高齢資格、60. 後期高齢被保険者番号、61. 後期高齢取得日、62. 後期高齢取得事由、63. 後期高齢喪失日、64. 後期高齢喪失事由	
記録範囲	南部町の住民基本台帳に記録されている住民 ※住民基本台帳の記録されていたもので、転出等の事由により住民票が消除されたものを含む	
記録情報の収集方法	異動者による申請(届出)、住基ネットワークシステム、法務省在留カード等発行システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他市町村及びその他行政機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南部町役場総務課	
	(所在地) 〒039-0592 南部町大字平字広場 28 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	・ 1 の各記録項目の内容については、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 8 条及び第 14 条に基づき訂正することができる	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)

	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民生活課・戸籍住基班】

個人情報ファイルの名称	印影ファイル	
行政機関等の名称	南部町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	当町に在住する住民の申請に基づき、印鑑登録及び廃止、印鑑登録証明書を発行する	
記録項目	1. 氏名、2. 生年月日、3. 性別、4. 現住所、5. 印鑑番号、6. 旧印鑑番号、7. 登録印影、8. 登録年月日、9. 廃棄抹消年月日、10. 印鑑異動理由、11. 印鑑異動日、12. 刻印種類、13. 刻印文字、14. 照会文書発行日、15. 照会回答期限、16. 本人確認方法、17. 証明発行の可否、18. 証明発行停止日、19. 証明発行停止解除日、20. 証明発行停止理由、21. 異動理由	
記録範囲	南部町で印鑑登録をしている住民	
記録情報の収集方法	本人、代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警察、その他行政機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南部町役場総務課	
	(所在地) 〒039-0592 南部町大字平字広場 28 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【住民生活課・戸籍住基班】

個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード交付者リスト	
行政機関等の名称	南部町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード交付事務を行うため	
記録項目	1. 氏名、2. 生年月日、3. 性別、4. 住所、5. 個人番号、6. 住民票コード、7. 異動事由、8. 異動事由詳細、9. カード区分、10. カード状況区分、11. カード有効期限、12. カード発行番号、13. 所管地市町村コード、14. カード発行状況、15. カード運用状況、16. 継続利用状況、17. 交付日、18. 有効期限、19. 一時停止日、20. 廃止日、21. 廃止理由、22. 回収日、23. 申請日、24. 点字の有無、25. 製造番号	
記録範囲	マイナンバーカード取得者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳ネットワークシステム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 南部町役場総務課	
	(所在地) 〒039-0592 南部町大字平字広場 28 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日